

# 日田警察署協議会

## 第1回会議の開催状況

### 第1 開催月日

令和4年6月23日（木）

### 第2 出席者

協議会	委員	7名
警察署	署長、副署長、総務課長、会計課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長	10名

### 第3 議事の概要

#### 1 業務説明等

警察署から

- ・日田警察署の運営重点推進状況
- ・日田警察署の重点施策

について説明がなされた。

#### 2 本年度諮問事項等の説明

警察署から諮問事項として

- ・メインテーマ「高齢者が安全で安心して暮らせる取組について」
- ・サブテーマ「特殊詐欺被害から高齢者を守る施策」、「高齢者の交通事故防止に係る施策」

について説明がなされた。

#### 3 主な意見

##### (1) DV事案等の認知について

委員から「DVやストーカー事案、虐待事案の発生をどのようにして把握しているか」旨の質問がなされ、警察署から「被害者からの届出や近隣住民等からの通報、保健所等の関係機関からの情報提供などがある」旨の説明がなされた。

(2) 委員から「交通事故防止で、高齢者が交通事故をして加害者になる場合についての広報啓発活動をどのようにしているか」旨の質問がなされ、警察署から「高齢者対象の交通講話などにおいて、高齢者が加害者となった事故の実例や被害者の手記などを紹介しており、引き続き印象に残るような広報啓発活動を行う」旨の説明がなされた。

##### (3) 導流帯（ゼブラゾーン）の通行方法について

委員から「ゼブラゾーンの通行方法はどのように解釈すればよいか」旨の質問がなされ、警察署から「県や市などの道路管理者が車両の安全かつ円滑な走行を誘導するために設けており、黄色実線で囲われ中に斜線がマークされているものは進入禁止となっている。白色実線で中の斜線が切れているものは停止禁止となっている」旨の説明がなされた。

##### (4) 交通法規などの変更時における広報について

委員から「交通ルールが変更された場合の広報はどのようにしているか」旨の質問がなされ、警察署から「警察署が発行する広報誌などを活用して管内住民に広報している」旨の説明がなされた。

##### (5) 自転車による交通違反の取締りについて

委員から「自転車の交通違反についての対策はどのようにしているか」旨の質問がなされ、「自転車指導カードを交付して注意を促している。酒酔い運転などの悪質な違反は、自動車と同じように違反処理をする場合がある」旨の説明がなされた。

##### (6) 昼間のヘッドライト点灯について

委員から「昼間であるにもかかわらずライトを点灯している乗用車があるが、警察の指導でそのようにしているのか」旨の質問がなされ、警察署から「昼間ではないが、事故防止の観点から夕暮れ時の早めのヘッドライトや夜間のライトアップなどの呼びかけを行っている」旨の説明がなされた。

(7) 災害対策について

委員から「前津江地区では、災害時に道路の通行止めなどにより福岡県からしか行けない地区がある。隣接する福岡県の警察署との連携を強化してもらいたい」旨の意見がなされ、警察署から「既に災害警備に備え相互の連絡体制を構築しているところであり、有事の際の連携を引き続き強化する」旨の説明がなされた。

(8) 災害対策にかかる教養について

委員から「警察署の施策で、署員が技能指導官から災害警備の教養を受けているとの説明があったが、技能指導官とはどのようなものか」旨の質問がなされ、警察署から「過去に災害現場を経験し、被災者の救出救助活動に特別な知識や技能がある警察官であり、後進の指導などにも従事している」旨の説明がなされた。

(9) 夜間の事案対応について

委員から「夜間の事案対応はどうなっているか」旨の質問がなされ、警察署から「夜間は当番体制としており、警察署や交番などで当番勤務員が勤務をしている。当番体制の限られた人数だけでは対処が難しい事案が発生した場合は、署員の招集を行い必要な体制を構築している」旨の説明がなされた。